



総務省施策説明資料

平成28年8月27日(土)

総務省自治行政局国際室課長補佐

小川 大和

多文化共生について

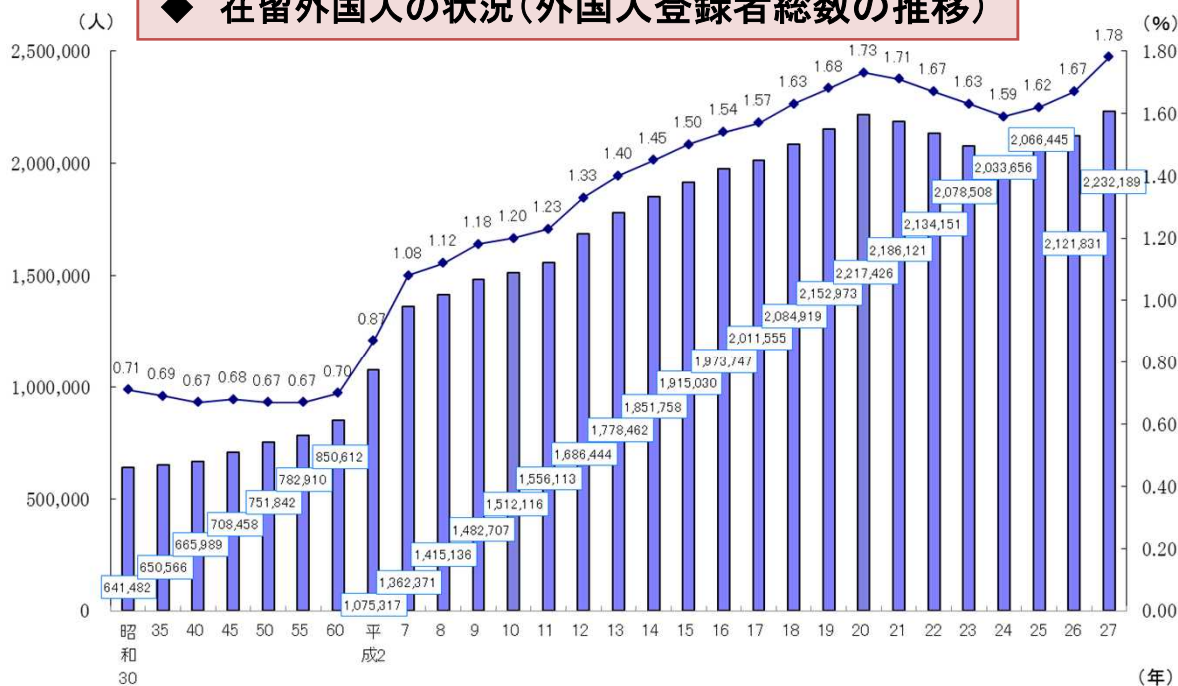
(1) 施策の概要

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地域づくりを推し進める。

総務省の取組

- 平成18年3月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定、地方自治体に通知。
〔地域における多文化共生の意義、地域における多文化共生施策の基本的考え方、地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策を提示。〕
- プラン作成から10年が経過し、施策課題の重点が変化(外国人住民の出身地の多様化、観光・インバウンド対策等)
⇒これらの課題に対応した優良な取組事例を全国的に展開するため、平成28年度に多文化共生事例集を作成予定。

◆ 在留外国人の状況(外国人登録者総数の推移)



(2) 多文化共生に関する近年の状況

○ 外国人住民の地域的偏在

日本の総人口に占める外国人住民の割合は2%



群馬県大泉町16%、東京都新宿区11% 等

○ 外国人住民の多国籍化

中国人、韓国・朝鮮人、フィリピン人、ブラジル人の順

【最近の傾向】

- ・南米系外国人の減少(世界経済危機以降)
ブラジル人(平成20年末30万人→平成27年末17.3万人)
- ・アジア系外国人の増加(留学生、技能実習生)
ベトナム人(平成20年末4.1万人→平成27年末12.5万人)
ネパール人(平成20年末1.2万人→平成27年末4.8万人)

○ 外国人住民の滞在の長期化

滞在資格上の「永住者」:

平成20年末49万人→平成27年末68.9万人
(平成27年末で外国人住民の30.8%)

○ 東日本大震災の経験

「支援者」としての外国人住民の活用

(多文化共生の推進に関する研究会報告書(平成24年12月))

○ 日本人と共通の行政情報体系

- ・外国人住民にも行政サービスの基盤となる住民基本台帳制度を適用(平成24年7月施行)
- ・外国人住民も社会保障・納税などの行政手続きの基盤となるマイナンバー制度の対象に(平成27年10月施行)

「地域における多文化共生推進プラン」(平成18年3月)の概要

「多文化共生の推進に関する研究会」報告書の概要(平成17年度)

⇒ 「地域における多文化共生推進プラン」(平成18年3月)

①コミュニケーション支援

地域における 情報の多言語化

行政情報の多言語化、生活相談窓口の設置、通訳ボランティアの育成、情報提供の流通ルート確保等

日本語および日本社会に関する学習の支援

オリエンテーション、日本語・日本社会の学習機会の提供等

②生活支援

居住

多言語情報提供による居住支援、不動産業者への啓発等

教育

学習支援、不就学子どもへの対応、進路指導・就職支援等

労働環境

ハローワーク・商工会議所等との連携による就業支援・就業環境の改善等

医療・保健・福祉

問診票の多言語表記、広域的な通訳派遣システムの構築等

防災

平常時の防災教育・訓練、緊急時の災害情報伝達、防災計画への位置付け等

③多文化共生の地域づくり

地域社会に対する 意識啓発

日本人住民の意識啓発、交流イベント開催等

外国人住民の 自立と社会参画

キーパーソンや外国人自助組織の育成等

多文化共生施策の推進体制の整備

地方自治体の体制整備

担当部署の設置、指針・計画の策定

地域における各主体の役割分担と連携・協働

地方自治体、国際交流協会、NPO等の役割分担の明確化と連携・協働

国の役割、企業の役割の明確化

国……外国人受け入れの基本的考え方、オリエンテーション等
企業……企業の社会的責任の履行

多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況(全体)

(団体数、%)

回 答	都道府県	指定都市	市(指定都市除く)	区	町	村	全体
1.多文化共生に関する指針・計画を単独で策定している	17 (36%)	8 (40%)	61 (8%)	5 (22%)	1 (0%)	0 (0%)	92 (5%)
2.国際化施策一般に関する指針・計画の中で、多文化共生施策を含めている	20 (43%)	10 (50%)	64 (8%)	3 (13%)	8 (1%)	0 (0%)	105 (6%)
3.総合計画の中で、多文化共生施策を含めている	7 (15%)	2 (10%)	354 (46%)	10 (43%)	157 (21%)	19 (10%)	549 (31%)
策定している(計)	44 (94%)	20 (100%)	479 (62%)	18 (78%)	166 (22%)	19 (10%)	746 (42%)
4.策定していないが、今後策定の予定がある	1 (2%)	0 (0%)	19 (2%)	3 (13%)	19 (3%)	2 (1%)	44 (2%)
5.策定しておらず、今後策定の予定もない	2 (4%)	0 (0%)	272 (35%)	2 (9%)	556 (75%)	161 (88%)	993 (56%)
策定していない(計)	3 (6%)	0 (0%)	291 (38%)	5 (22%)	575 (78%)	163 (90%)	1037 (58%)
総 計	47 (100%)	20 (100%)	770 (100%)	23 (100%)	741 (99%)	182 (99%)	1783 (99%)
無回答	0	0	0	0	4	1	5
自治体数	47	20	770	23	745	183	1788

(1) 指針・計画について

(注)平成28年4月総務省自治行政局国際室調査による。(平成28年4月1日現在)

※熊本地震の影響により5自治体が未回答

多文化共生の推進に係る条例の制定状況(全体)

(団体数、%)

回 答	都道府県	指定都市	市 (指定都市除く)	区	町	村	全体
1.多文化共生に関する条例を単独で制定している	2 (4%)	1 (5%)	2 (0%)	0 (0%)	1 (0%)	0 (0%)	6 (0%)
2.多文化共生に関する事項を含む条例を制定している	1 (2%)	3 (15%)	26 (3%)	2 (9%)	9 (1%)	2 (1%)	43 (2%)
策定している(計)	3 (6%)	4 (20%)	28 (4%)	2 (9%)	10 (1%)	2 (1%)	49 (3%)
3.制定していないが、今後制定の予定がある	0 (0%)	0 (0%)	7 (1%)	0 (0%)	8 (1%)	1 (1%)	16 (1%)
4.制定しておらず、今後制定の予定もない	44 (94%)	16 (80%)	735 (95%)	21 (91%)	723 (98%)	179 (98%)	1718 (96%)
策定していない(計)	44 (94%)	16 (80%)	742 (96%)	21 (91%)	731 (99%)	180 (99%)	1734 (97%)
総 計	47 (100%)	20 (100%)	770 (100%)	23 (100%)	741 (99%)	182 (99%)	1783 (100%)
無回答	0	0	0	0	4	1	5

(2) 条例について

(注)平成28年4月総務省自治行政局国際室調査による。(平成28年4月1日現在)

(注)調査対象団体数1788 (都道府県47+市町村1718+特別区23)

※熊本地震の影響により5自治体が未回答

多文化共生施策に係る現状

- プラン策定後10年が経過し、外国人住民に係る状況が変化
 - 外国人住民の出身地の多様化（南米系の減少、アジア系の増加）
 - 高齢化対策や就学・就労支援の比重の高まり など
- 外国人住民基本台帳の整備、マイナンバー制度も適用対象に
 - ➡ 市町村の行政サービスの対象として、外国人住民を明確化
- ヘイトスピーチ対策法 成立（H28.5月）
- 地方自治体の取組み
 - 外国人集住都市会議（26市区町）：H13設立、南米日系外国人の多い都市が形成
H28は豊橋市が座長都市
 - 東京都：多文化共生指針を策定（H28年2月）

（参考）平成27年5月29日（金）衆議院 内閣委員会

【輿水恵一君】

今、日本には約200万人の定住外国人の方がいらっしゃる。そういった定住外国人の皆様が、日本で子供が生まれて、また新しい二世が成長する、そういった1つ1つの段階において、定住外国人が安心して暮らせて、そして日本の社会を担う一員としての自覚を持ちながら成長していくことは非常に大事なことで、またそのことが日本の将来の安全と安心、またさらなる成長につながると私は考えているわけですが、この取り組み、国としてどのようなかたちで、多文化共生に対する取り組みを進めておられるか、お聞かせ願いたい。

【安田大臣官房総括審議官】

外国人住民が増加している現在、自治体にとりまして、外国人住民との多文化共生に取り組むことは重要な課題になっていると認識しております。総務省におきましては、平成18年に多文化共生プランを提示いたしまして、各自治体において、地域の実情に応じた多文化共生の計画や指針の作成を促してきたところでございます。

このプランの提示から約10年が経過いたしまして、外国人住民の出身地が多様化し、また、高齢者対策や就学・就労支援施策の比重の高まりなど、施策課題の重点もシフトしてきていると認識しております。

総務省といたしましては、時代に対応し地域の課題解決に資する多文化共生施策を推進してまいりたいと考えております。

国の方針

グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ(抄)

(平成28年5月20日対日直接投資推進会議決定)

2. 外国企業進出の障害となっている課題の解決方策

(2) グローバル人材の呼び込み・育成

- ・ 高度外国人材の永住許可申請に必要な在留年数を5年から大幅に短縮(世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」)
- ・ 在留資格手続を2018年度からオンライン化
- ・ 家事支援外国人の国家戦略特区での受入を推進(神奈川県、大阪市に加え、東京都等でも利用意向に応じて対応)
- ・ 外国人留学生の日本での就職率を2020年度までに3割→5割に引上げ
- ・ 日本企業文化やビジネス日本語の講座、インターンシップ等のプログラムを修了した外国人留学生に、在留資格変更手続を簡素化・迅速化する優遇措置を付与
- ・ 2019年度までに全小学校にALT(外国語指導助手)等外部人材を2万人以上配置

(3) 外国人の生活環境の改善

- ・ 2020年までに日本語指導を必要とする児童生徒全員に日本語指導(現在8割)
- ・ 学習に必要な日本語を習得できる「JSLカリキュラム」導入学校数を拡大、数値目標を設定
- ・ 外国人患者の受入体制が整備された医療機関を2016年度中に40か所程度に拡大
- ・ 医療機関、銀行、携帯電話、電気・ガス事業者の外国語対応状況をジェットHPに集約して掲載

経済財政運営と改革の基本方針2016について(抄)(平成28年6月2日閣議決定)

第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (3)TPP等に対応した海外の成長市場との連携強化

④外国人の活用

外国人材の活用の拡大のため、世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設など諸外国以上に魅力的な入国・在留管理制度を整備するとともに、子弟の教育環境を含む生活環境整備を進める。

多文化共生事例集作成ワーキンググループの開催について

平成18年：総務省において「多文化共生推進プラン」を策定、地方自治体に通知

※ 多文化共生推進プラン:地方自治体において多文化共生施策の推進に関する指針・計画を策定する際に参考となる考え方を整理したもの



プラン作成から10年が経過し、施策課題の重点も変化

- ・ 外国人住民の出身地の多様化
- ・ 外国人住民を地域の活力に(観光・インバウンド対策等) など

⇒ これらの課題に対応した優良な取組事例を全国的に展開する必要

平成28年：地域における多文化共生施策の普及と更なる発展を図るため、

「多文化共生事例集作成WG」を開催し 事例集を作成、広く活用を促す

【ワーキンググループ 構成員】

秋元 ヴィンチウス 光 NPO法人多言語教育研究所 理事長
石塚 良明 浜松市企画調整部 国際課長
岩田 ヘレン (株)さすがコミュニケーションズ 代表取締役
植村 哲 総務省自治行政局 国際室長
大村 昌枝 (公財)宮城県国際化協会 次長
三枝 健二 (一財)自治体国際化協会 理事
田村 太郎 (特活)多文化共生マネージャー全国協議会 代表理事
陳 孝仁 (公財)佐賀県国際交流協会職員
(座長) 山脇 啓造 明治大学国際日本学部 教授

【スケジュール】

平成28年2月25日(木)
第1回WG開催

平成28年8～9月
第2回WG開催

平成28年12月
第3回WG開催

⇒ 平成28年内に事例集作成

多文化共生事例集 募集事例

平成28年4月8日付けで、各都道府県・指定都市多文化共生担当部局長、外国人集住都市会議事務局長、多文化共生推進協議会事務局長あてに、多文化共生の取組み事例の募集に係る通知(総行国第65号「地域における多文化共生の取組み事例の募集について(依頼)」)を发出

【募集事例】

- ・公的団体(地方公共団体・地域国際化協会・NPO法人等)が行う多文化共生の取組
- ・その他の団体・企業や個人が行う多文化共生の取組のうち、公的団体と何らかの関わりがあるもの

【取組事例を検討する際に考慮する主な視点】 ※ 全ての視点を満たす取組である必要はありません

① 将来(今後10年間)を見据えた取組かどうか

- ＜例＞・外国人住民の高齢化を見据えた介護分野での取組 ・アジアをはじめとした出身国の多様化に対応した取組
・時代や状況の変化に応じた工夫を加えることで長期・継続的に実施している取組 ・多文化共生を担う組織・人材の育成に関する取組

② 多様性を地域の未来に前向きに活かした取組かどうか

- ＜例＞・外国人観光客対応のため外国人住民と連携した取組 ・外国人住民を主役とした地域活性化の取組

③ 多くの人・団体の参画を促す仕組みがある取組かどうか

- ＜例＞・地域の住民、団体、企業などを広く巻き込んだ取組 ・地域の外国人コミュニティと連携した取組

④ 他の自治体がモデルとして参考にしやすい取組かどうか

- ＜例＞・多くの地域が抱える課題に対応した取組 ・従来の方法に工夫を加えることで事業効果を高めることに成功した取組
・既存の事業に多文化共生の要素を加えた取組 ・予算や人員をかけずに工夫を凝らして行っている取組

⑤ 地域の実情などに合わせた創意工夫を凝らした取組かどうか

- ＜例＞・外国人住民の散在地域ならではの工夫をした取組 ・各地域のコミュニティの特性を活かした取組